

令和5年11月2日

中学校第3学年保護者様

埼玉県平成中学校
事務室

『埼玉県高等学校等奨学金』事前申込の募集について

晩秋の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、埼玉県より「埼玉県高等学校等奨学金」事前申込（高校等進学後の奨学金について貸与を進学前に予約）の案内がありましたのでお知らせ致します。

奨学金の申込を希望される方は詳細なご案内と申請書類をお渡ししますので、本校事務室までご連絡ください。（TEL049-294-8080）

記

1 対象となる生徒：①～③の全ての要件に該当すること

- ①高等学校等に在学すること
- ②保護者が埼玉県内に居住していること
- ③品行方正であって、学習意欲があり、経済的理由により修学が困難であること

2 所得基準：令和5年度の世帯の住民税所得割額が裏面【表①】の基準額以下の世帯

3 奨学金の貸与期間：令和6年4月～令和7年3月までの1年間

※令和7年4月以降も貸与を希望する場合は改めて継続の申請が必要です。

4 奨学金の種類と貸与の額：申請時に月額奨学金と入学一時金の金額を選択。

※貸与の額については裏面の【表②】参照

5 奨学金の返還：貸与終了後は規程に従って県へ必ず返還しなければなりません。

返還開始時期	高等学校等卒業予定月の4年6カ月経過後から返還開始
返還期間	12年
利息	無利息（期日までに返還しなかった時は、遅延利息が発生）

※大学等在学、就職活動中、経済的理由により返還が困難な場合、奨学金の返還が一定期間猶予されます。

6 申請期限と審査結果の送付時期：申請は直接埼玉県への申請となります。 （審査結果も県より直接申請者へ郵送されます）

	提出期限（必着）	審査結果の送付時期
1回目	令和5年11月24日（金）	令和5年12月下旬頃
2回目	令和6年1月5日（金）	令和6年2月上旬頃
3回目	令和6年1月31日（水）	令和6年3月下旬頃

（裏面へつづく）

【表①】 令和 5 年度の世帯の住民税所得割額※1 の基準額

世帯の人数 ※2	小・中・高・大学生等が 2 人までの世帯	小・中・高・大学生等が 3 人以上の世帯
1 人	123,300 円	—
2 人	280,300 円	—
3 人	328,600 円	606,800 円
4 人	448,400 円	809,000 円
5 人	603,100 円	1,065,400 円
6 人	676,000 円	1,191,200 円
7 人	732,400 円	1,294,800 円
8 人	840,300 円	1,456,800 円

※1 世帯の住民税所得割額

保護者とその配偶者の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算を、世帯の住民税所得割額とします。配偶者が控除対象配偶者の場合、配偶者の住民税所得割額は 0 円とします。

※2 世帯の人数

①申請者、②保護者、③保護者の配偶者、④保護者の税法上の扶養親族（申請者を除く）、
⑤保護者の配偶者の税法上の扶養親族の合計人数です。保護者又はその配偶者の扶養に入っていない祖父母・兄弟等は世帯人数に含めません。

【表②】 奨学金の種類と貸与の額

区分	月額奨学金（年額）	入学一時金 ※新入生のみ
国公立高等学校等	①15,000 円（18 万円） ②20,000 円（24 万円） ③25,000 円（30 万円）	① 50,000 円 ②100,000 円
私立高等学校等	①20,000 円（24 万円） ②30,000 円（36 万円） ③40,000 円（48 万円）	①100,000 円 ②250,000 円

※月額奨学金のみ、又は入学一時金のみを選択することも可。

※奨学金の詳細については、希望者へお渡しするご案内をご参照いただくか、埼玉県教育局へ直接お問い合わせください。

埼玉県教育局 教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当

TEL 048-822-5670

※配付しましたリーフレット（「高校生の学費負担を支援します！」）は今回ご案内の奨学金を含めた修学支援制度のご案内となります。

中学校 3 年生の保護者の皆さまへ



埼玉県マスコット
「コバトン」

高校生の学費負担を支援します！



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

埼玉県では、高等学校等に通う生徒の修学を支援するため、学費負担を軽減する制度や無利子で奨学金を貸し出す制度など、さまざまな修学支援制度を用意しています。

下表にある各制度の詳しい内容や申請方法については、中面や裏面を御覧ください。

◎ 高等学校等にかかる教育費とそれぞれの修学支援制度（いずれの制度も、所得基準等の要件があります。）

教育費	支援制度名及び概要	国公立	私立
①入学料・授業料	高等学校等就学支援金制度 ○ 国が生徒に代わり高等学校等の授業料を負担する制度	○	○
	授業料減免制度 ○ 高等学校等就学支援金制度対象外の世帯を対象に高等学校の授業料を減額・免除する制度	○	—
	入学料減免制度 ○ 高等学校の入学料を免除する制度	○	—
	私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度 ○ 県内在住で県内私立高等学校等に通う世帯を対象に授業料等を補助する制度	—	○
②授業料以外の教育費	高等学校等奨学のための給付金制度 ○ 学用品など授業料以外の教育費の一部を給付する制度	○	○
	私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度 ○ 県内在住で県内私立高等学校等に通う世帯を対象に施設費等を補助する制度	—	○
③教育費全般	埼玉県高等学校等奨学金制度 ○ 高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度（要返還）	○	○

◎ 重要なお知らせ

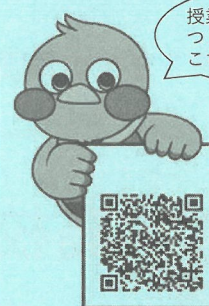
- このお知らせは、令和 5 年 10 月現在の内容です。（令和 6 年度は変更の可能性があります。）
- いずれの支援制度も、利用するためには必要書類を揃えて申請する必要があります。
申請時期が近くなりましたら、在学（中学校又は高校等）から制度の内容や申請方法について案内があります。

国公立高等学校に進学する生徒への修学支援制度

◎ 入学科・授業料金額表

※ 市立高等学校や国立高等学校の入学科・授業料や支援制度については、進学予定の学校へお問い合わせください。

課 程	授 業 料	入学科
全日制	118,800 円（年額）	5,650 円
定時制（単位制課程を除く）	32,400 円（年額）	2,100 円
定時制（単位制課程）	1,750 円（1単位につき）	
通信制	330 円（1単位につき）	500 円



① 入学科・授業料に関する支援制度

埼玉県立 入学科 授業料



◎ 入学科・授業料の支援制度

制 度 名	高等学校等就学支援金制度	授業料減免制度	入学科減免制度
内 容	高等学校の授業料を負担する制度です。		入学科を免除する制度です。
要 件	・生徒が国内に住所を有していること ・保護者等（原則として親権者）の市町村民税の課税所得をもとに算出した金額※¹が 304,200 円※²※³未満であること	・高等学校等就学支援金制度の対象外世帯であること ・入学科減免制度の要件に該当すること	・保護者等の市町村民税所得割額が非課税（0 円）の場合※³
補 助 額	原則上記の授業料・入学科額と同額		
申請方法	4 月に在学科へ申請します。（オンラインでの申請が可能です。）	4 月以降、在学科へ随時申請します。	4 月以降、在学科へ随時（原則 6 月までに）申請します。

※¹ 所得要件の判定額は次のとおり算出します。市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除の額

※² 世帯年収の目安は約 910 万円未満です。

※³ ただし基準を満たさない場合でも家計急変を理由に申請できる場合があります。詳しくはホームページをご確認ください。

② 授業料以外の教育費に関する支援制度

埼玉県公立 奨学給付金



入学科・授業料のほか、修学旅行積立金や PTA 会費等を在学科へ納入する必要があります。

制 度 名	国公立高等学校等奨学のための給付金制度		
内 容	教科書代や学用品代など、授業料以外の教育費の一部を給付する制度です。		
要 件	・保護者等が県内に住所を有していること ・生活保護（生業扶助）受給世帯、市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税（0 円）の世帯（家計急変による経済的理由から非課税に相当する世帯を含む）		
給 付 額	世帯区分	課 程	給付額
	生活保護受給世帯	共通	32,300 円※
	市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税の世帯	全日制・定時制	117,100 円～143,700 円※
		通信制	50,500 円※
※ 世帯構成や扶養の状況によって給付額が異なります。			
申請方法	毎年 7 月以降に在学科へ申請します。（早期給付は 4 月に在学科へ申請します。）		

<このページに関するお問い合わせ>

埼玉県教育局 教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当
TEL：048-822-5670 FAX：048-833-0497



私立高等学校に進学する生徒への修学支援制度

① 入学金・授業料・施設費等納付金に関する支援制度

埼玉県 私立 授業料軽減



◎ 入学金・授業料の支援制度

制 度 名	高等学校等就学支援金制度	私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度
内 容	国が高等学校の授業料の一部を負担する制度です。	県が私立高等学校の入学金・授業料・施設費等納付金の一部を補助する制度です。
要 件	- 生徒が国内に住所を有していること - 保護者等（原則として親権者）の市町村民税の課税所得をもとに算出した金額^{※1}が 304,200 円^{※2※3}未満であること	- 生徒と保護者が県内在住で、埼玉県認可の私立高等学校等に在学していること - 保護者の市町村民税の課税所得をもとに算出した金額^{※1}が 212,700 円未満であること（世帯年収の目安：約 720 万円未満）
申請方法	4 月に在学校へ申請します（オンラインでの申請が可能です。）	6～7 月に在学校へ申請します。

※1 所得要件の判定額は次のとおり算出します。市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※2 世帯年収の目安は約 910 万円未満です。

※3 ただし基準を満たさない場合でも家計急変を理由に申請できる場合があります。詳しくはホームページをご確認ください。

◎ 補助額（全日制の場合）

世帯年収の目安 ^{※3}		約 500 万円 未満	約 590 万円 未満	約 609 万円 未満	約 720 万円 未満	約 910 万円 未満
支給内容/補助額						
授業料	支援金	396,000 円		118,800 円		
	父母 負担	0 円		268,200 円		
入学金		100,000 円（新入生のみ）				
施設費等納付金		200,000 円				

※3 生活保護世帯及び家計急変世帯は、実際に負担する授業料・施設費等納付金を全額補助します。

② 授業料以外の教育費に関する支援制度

埼玉県 私立 奨学給付金



上記の授業料等に関する支援制度のほか、以下の制度による支援があります。

制 度 名	私立高等学校等奨学のための給付金制度		
内 容	教科書代や学用品代など、授業料以外の教育費の一部を給付する制度です。		
要 件	- 保護者等が県内に住所を有していること - 生活保護（生業扶助）受給世帯、市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税（0 円）の世帯（家計急変による経済的理由から非課税に相当する世帯を含む）		
給 付 額	世帯区分	課程	給付額
	生活保護受給世帯	共通	52,600 円 [※]
	市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税の世帯	全日制・定時制	137,600 円～152,000 円 [※]
		通信制・専攻科	52,100 円 [※]
※ 世帯構成や扶養の状況によって給付額が異なります。			
申請方法	県内高等学校等の場合は学校へ、県外高等学校等の場合は県へ直接申請します。		

<このページに関するお問い合わせ>

埼玉県 総務部 学事課 高等学校担当「学費軽減ヘルプデスク」

TEL : 048-830-2725 FAX : 048-830-4735

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

① 授業料軽減

② 奨学給付金



詳細はこちらから



進学前に申し込める修学支援制度（国公立・私立共通）

③ 教育費全般に関する支援制度

埼玉県 高校 奨学金



◎ 埼玉県高等学校等奨学金制度

- ・高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度です。
- ・この奨学金は貸与型です。高等学校等の卒業後に生徒本人が必ず返還しなければなりません。
- ・連帯保証人は不要で、中学3年生時に申請すると高等学校等への進学前に借入れが可能です。

○ 対象者

次のすべての要件に該当する生徒が対象です。

- ・高等学校等に在学している生徒又は進学予定の中学校3年生であること
- ・保護者等が埼玉県内に居住していること
- ・品行方正で学習意欲があり※1、経済的理由により就学が困難※2であること

※1 在学校の校長から推薦を受ける必要があります。

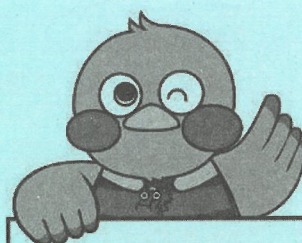
※2 所得基準は、4人世帯（夫婦片働き（給与収入のみ）、高校生1人（16歳以上）、中学生1人）の場合、世帯年収830万円以下が目安です。

○ 貸与額

以下の金額から、生徒本人が選択します。

※授業料支援制度があることや生徒本人が将来返還することを踏まえ、貸与額の選択は慎重に行ってください。

区 分	月額奨学金	入学一時金
国公立高等学校等	① 15,000 円/月	① 50,000 円
	② 20,000 円/月	② 100,000 円
	③ 25,000 円/月	
私立高等学校等	① 20,000 円/月	① 100,000 円
	② 30,000 円/月	② 250,000 円
	③ 40,000 円/月	



中学校3年生の場合は、
進学先が決まってから
貸与額を選択します！

○ 返還について

- ・返還期間 … 高等学校等卒業後4年6か月経過後から12年間
- ・利息 … 無利子（ただし、滞納した場合には遅延損害金の支払義務が生じます。）

○ 募集時期と申請方法

募集時期によって貸与を受けられる時期が異なります。貸与を希望する場合は、いずれかの募集期間内に在学する中学校（進学後は進学先の高等学校等）から申請の案内を受け取り、案内に記載の提出先まで必要書類（申請書・課税証明書・戸籍謄本等）を提出してください。

募集時期	貸与方法	貸与時期
令和5年11月～6年1月 (中学3年生時申請)	2回に分けて貸与	前期：令和6年2月下旬以降（入学一時金・月額奨学金6カ月分）
		後期：令和6年10月以降（月額奨学金6カ月分）
令和6年4月 (高等学校等入学後申請)	一括で貸与	一括：令和6年6月下旬以降（入学一時金・月額奨学金12カ月分）

<このページに関するお問い合わせ>

埼玉県教育局 教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当
TEL：048-822-5670 FAX：048-833-0497



奨学金についての詳細はこちらから！